

**令和 6 年 7 月採用 東京都教育委員会会計年度任用職員  
(ユースソーシャルワーカー) の勤務条件**

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 採用後、1 か月は条件付採用となります。</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 7 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課に所属し、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課及び東京都教育委員会が指定する都立学校において勤務します。</p> <p>(1) 教育庁地域教育支援部生涯学習課 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第二本庁舎 16 階</p> <p>(2) 東京都教育委員会が指定する都立学校</p>
職務内容	<p>都立学校における不登校対応、中途退学未然防止等に関する支援の実施に関すること</p> <p>(1) 就労支援に従事するユースソーシャルワーカー</p> <p>ア 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援</p> <p>イ 都立学校の中途退学者及び進路未決定卒業生への進路(就労・再就学)面からの支援</p> <p>ウ 支援に際しての都立学校、就労関係機関等との連携・調整</p> <p>エ その他、生涯学習課長が指示する業務</p> <p>(2) 福祉支援に従事するユースソーシャルワーカー</p> <p>ア 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援</p> <p>イ 都立学校の中途退学者及び進路未決定卒業生への福祉面からの支援</p> <p>ウ 支援に際しての都立学校、福祉・医療関係機関等との連携・調整</p> <p>エ その他、生涯学習課長が指示する業務</p>
求められる資格・能力	<p>(1) 就労系ユースソーシャルワーカー 以下の要件を全て満たす者</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者</p> <p>(ア) キャリアコンサルティング技能士又はこれに類する資格を有する者</p> <p>(イ) 教員免許を有する者</p> <p>(ウ) 社会教育士又は社会教育主事の任用資格を有する者</p> <p>(エ) その他、就労等の分野において子供・若者支援に関する資格を有する者</p> <p>イ 本事業の目的及びユースソーシャルワーカーに求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のあるものであって、都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者</p>

求められる資格・能力	<p>ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）</p> <p>エ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者</p> <p>オ 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者</p> <p>カ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p> <p>(2) 福祉系ユースソーシャルワーカー 以下の要件を全て満たす者</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者</p> <p>(ア) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(ウ) 公認心理師の資格を有する者</p> <p>(エ) 臨床心理士の資格を有する者</p> <p>(オ) 臨床発達心理士の資格を有する者</p> <p>(カ) その他、福祉・医療等の分野において子供・若者支援に関する資格を有する者</p> <p>イ 本事業の目的及びユースソーシャルワーカーに求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のあるものであって、都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者</p> <p>ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）</p> <p>エ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者</p> <p>オ 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者</p> <p>カ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	月 16 日
勤務時間	<p>1 日 7 時間 45 分勤務とし、次の（1）から（8）の勤務形態を基本としますが、学校の勤務時間の都合等により、その他の勤務形態になる場合があります。</p> <p>(1) S II 勤 午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分まで</p> <p>(2) A 勤 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>(3) B 勤 午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで</p> <p>(4) C 勤 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで</p> <p>(5) D 勤 午前 10 時 00 分から午後 6 時 45 分まで</p> <p>(6) E 勤 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで</p> <p>(7) F 勤 午前 11 時 00 分から午後 7 時 45 分まで</p> <p>(8) 遅 番 午後 1 時 00 分から午後 9 時 45 分まで</p> <p>(9) その他</p> <p>※ 業務上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務があります。</p>

休憩時間	<p>勤務時間等により、原則、以下のいずれかの時間帯となります。</p> <p>(1) 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで (S II 勤)</p> <p>(2) 正午から午後 1 時 00 分まで (A 勤及び B 勤)</p> <p>(3) 午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで (C 勤及び D 勤)</p> <p>(4) 午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分まで (E 勤及び F 勤)</p> <p>(5) 午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (遅番)</p> <p>(6) その他</p>
休暇等	<p>(有給)</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給)</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額 196,500 円</p> <p>※ 第二種報酬として、通勤費相当分を別途支給 (上限 55,000 円/月)</p> <p>※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p>

○ 上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。